

平成24年度薬物乱用防止中堅指導員研修会報告

報告者 渡邊 章代

日時 平成24年10月25、26日

場所 石垣記念ホール(東京都)

1. 薬物関連問題の理解のために

東京医療生活協同組合 中野総合病院 精神科

国立精神・神経医療センター精神保健研究所 薬物依存研究部 尾崎 茂

薬物乱用のリスクに関連する要因

ストレスの程度が高いほど

しばしば退屈を感じるほど

1週間に使う金額が多いほど

リスクが高くなる。

依存とは、意思で薬物使用をコントロールできない状態の事。

薬物乱用の最大の問題は「依存症」をもたらすことにある。

抑制系の薬物は、精神依存・身体依存がある。

興奮系の薬物は、精神依存が強い。

2. 薬物乱用防止啓発のための講演の実際(薬物乱用防止講演における具体的手法)

ライオンズクラブ国際協会330-A地区 薬物乱用防止教育認定講師 寺田 義和

薬物乱用防止教育は青少年の健全育成のための手段

根本解決は、未然予防(10代のできるだけ早い時期に行う。)

ブレインストーミング、ロールプレイを取り入れる。

1か月前から、学校と打ち合わせをする。

前段階に、子ども達に「君達は、日本の宝、世界の宝、大切な存在」だという事を伝える。

3. 薬物乱用の現状と厚生労働省における対策

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 課長補佐 瀧岡 学

麻薬・覚せい剤は脳に作用する。

ヘロインは依存症・禁断症状が強い。(医療目的でも使用禁止、研究にのみ許可)

麻向法 麻薬・向精神薬を規制

薬事法 向精神薬・医薬品を規制

大麻の規制 乱用行為(使用)自体には処罰規定はない。

薬物の使用は1回でも乱用

麻薬 緩和ケアには使用してほしい。(適正使用のための講習会等を開くことが必要)

日本で乱用される薬物のほとんどは、覚せい剤
大麻の乱用は、若年層が多い。

合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止策

1. 監視指導・取締りの強化

指定薬物への指定の迅速化

日本で流通していない物も指定する。

包括指定（11月の審議会で協議）

販売事業所者に対する取締り等の強化

関係機関の連携強化

* 麻薬取締り官が取締れるようにしていきたい。（法改正が必要）

2. 予防啓発の強化

学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実

地域における未然防止対策の強化

広報啓発の強化

4. 少年の薬物乱用 現状とその理解

文教大学人間科学部臨床心理学科 石橋 昭良

乱用形態

これまでの乱用少年とは異なるステップ

タバコ・酒 シンナー等 大麻 覚せい剤 麻薬

中学生 高校生

入手経路と乱用方法

ほとんどインターネット あぶり・経口

薬物乱用予防教育

学齢に応じてわかりやすく、正確な知識を伝える。

5. 学校における薬物乱用防止教育の進め方

～学校・家庭・地域社会の連携をいかに進めるか～

墨田区教育委員会 学校支援ネットワーク本部事務局長 森本 芳男

「学校支援ネットワーク事業」の実施体制・事業内容・活動の説明